

生保2（生命保険） 第8章 相互会社と株式会社 正誤表

平成20年8月作成

() 内の数値は行目、(下) とあるのは下から数えた行数を示す。

ページ	誤	正
	テキスト中「資本の部」あるいは「資本勘定」とあるのを「純資産の部」あるいは「純資産勘定」とそれぞれ修正します。下記に詳細を記しましたが、漏れがある可能性がありますので、随時読み替えをお願いいたします。	
8-i、8-51	8.3. 有記当保険と無配当保険	8.3. 有配当保険と無配当保険
8-1(2) (5) (7)	保険会社は <u>商法</u> の規定により <u>商法</u> などの一般規定が 保険業法上で <u>商法</u> などを	保険会社は <u>会社法</u> の規定により <u>会社法</u> などの一般規定が 保険業法上で <u>商法・会社法</u> などを
8-2(4)	保険業法第 <u>6</u> 条では	保険業法第 <u>5</u> 条の <u>2</u> では
8-3(2)	株式会社（商法第 <u>5</u> 3条）	株式会社（ 商法第<u>5</u>3条 ）
8-3(2)	有限会社法による有限会社	合同会社
8-3(3)	会社とは、「 <u>商行為を業とする目的で設立された社団</u> 」である（中略） <u>商法第2編（会社）の規定に従って設立されたもの</u> も会社である（ <u>商法第52条</u> ）	削除
8-3(下4)	保険株式会社は、民法上の「 <u>社団法人</u> 」であり、 <u>商法上の「株式会社」</u> であるが、（中略） <u>公共性・公益性の強い事業を行う商法上の株式会社すなわち法人である</u> といえよう。	削除
8-8(16)	配当の <u>平衡</u> な分配	配当の <u>衡平</u> な分配
8-18(9)	<u>とするものとすることが必要</u>	<u>とすることが必要</u>
8-21(13)	相互会社の剰余金の分配については第 <u>58</u> 条（及び施行規則第 <u>25</u> 条、第 <u>27</u> 条から第 <u>30</u> 条）	相互会社の剰余金の分配については第 <u>55</u> 条の <u>2</u> （及び施行規則第 <u>30</u> 条の <u>2</u> 、第 <u>30</u> 条の <u>3</u> 、第 <u>30</u> 条の <u>4</u> 、第 <u>30</u> 条の <u>5</u> 、第 <u>30</u> 条の <u>6</u> 、第 <u>30</u> 条の <u>7</u> ）
8-21(14)	第 <u>114</u> 条（及び <u>施行規則</u> 第 <u>61</u> 、 <u>62</u> 、 <u>64</u> 条）	第 <u>114</u> 条（及び <u>施行規則</u> 第 <u>62</u> 条、第 <u>64</u> 条）
8-23(16)	保険業法第 <u>58</u> 条[剰余金の分配]	保険業法第 <u>55</u> 条の <u>2</u> [剰余金の分配]
8-24(16)	また、社員に分配するための準備金に繰り入れるための対象となる金額は、当期未処分剰余金から、 ① 前記繰越剰余金の額 中略 ⑧ 社員配当準備金の取崩額が・・・ （規則第 <u>27</u> 条）	また、社員に分配するための準備金に繰り入れるための対象となる金額は、当期未処分剰余金から、下記を控除した額である（ <u>施行規則</u> 第 <u>30</u> 条の <u>4</u> ）、 1 前期繰越剰余金の額 2 任意積立金目的取崩額 3 法第五十五条第一項 の基金利息

ページ	誤	正
		<p>の支払額</p> <p>4 法第五十八条 の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額</p> <p>5 法第五十六条 の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額</p> <p>6 基金の償却に充てることを目的としてその決算期に純資産の部に積み立てる任意積立金の額（ただし、基金の額（償却を完了する予定の日を定めない基金がある場合には当該基金の額を除く。）をその払込期日から償却を完了する予定の日までの期間に含まれる決算期の数で除して得られた額（払込期日又は償却を完了する予定の日が異なる基金がある場合には、それぞれについて計算して得られた額の合計額）を上限とする。）</p> <p>7 施行規則第三十条第二項第三号（のれん等調整額）に規定する額</p> <p>8 社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額</p>
8-25(10)	資本の部	純資産の部
8-25(10)	第 28 条	第 30 条の 5
(11)	第 29 条	第 30 条の 6
(13)	第 28 条第 3 項	第 30 条の 5 第 3 項
8-29(15)	財務諸表	財務諸表
8-32[注 2]	負債許上され	負債計上され
8-32		
(5)	商法上の一般規定が	会社法上の一般規定が
(7)	資本金勘定	純資産勘定
(10)	資本の部	純資産の部
(11)	資本の部	純資産の部
(19)	資本勘定	純資産勘定
8-32(14)	商法上の規定	会社法上の規定

ページ	誤	正
8-32(下 1)から 8-35 「2. 健全性の公開及びソルベンシー・マージンについて」の直前の表まで	「以下に、商法の一般規定に則して、業法上の両者の相違点を概観する。」から 8-35 「2. 健全性の公開及びソルベンシー・マージンについて」の直前の表まで	削除 【主な内容は、会社法・会社法施行規則・会社計算規則に依拠する】
8-37(3)	保険業法第 14 条[利益準備金]	保険業法第 15 条[準備金]
8-37(4)	一般株式会社は、 ① 資本準備金の額・・・ (中略) ④	一般の株式会社は、会社法第 445 条第 4 項により、「剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。」
8-37(9)	保険株式会社は、 ① 資本準備金の額とあわせて・・・ (中略) ④ 利益準備金に積み立てなければならない。	保険株式会社は、保険業法第 15 条により「剰余金の配当をする場合には、株式会社は、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。」
8-37(14)	<u>商法</u> の特例が定められ	会社法ならびに会社計算規則の特例が定められ
8-37(下 9)	(2) 保険業法第 15 条[配当の制限]	(2) 保険業法第 17 条の 6 [配当の制限]
8-37(下 2)	配当制限 (<u>商法</u> 290 条第 1 項)	配当制限 (<u>会社法</u> 461 条)

ページ	誤	正
8-38(6)	(3)第 16 条[株主の帳簿閲覧権の制限] (3)の内容も右に改訂	(3)第 14 条[会計帳簿の閲覧等の請求の適用除外等] 一般株式会社の場合会社法 433 条により、一定の制限のもとで、株主は、株式会社の営業時間内であれば、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる（電磁的方法によって作成されている場合も含む）が、株式会社生命保険会社の場合は契約者等のプライバシー保護の観点などから、これを適用除外としている
8-38(13)	(4)第 17 条[資本の減少] (4)の内容も右に改訂	(4)第 16 条及び第 17 条[資本等の減少] 資本の減少および債権者異議については保険業法第 16 条ないし第 17 条による。
8-40(9)	株式配当	株主配当
8-42(9)	第 38 条	第 39 条
(9)	第 39 条	第 38 条
(14)	第 45 条	第 46 条
(14)	第 46 条	第 45 条
8-47(16)	議決件	議決権
8-51(14)	極度に安全性を押さえとむと	極度に安全性を押さえこむと
8-53(10)	無当保険契約	無配当保険契約
8-55(9)	保険業法第 114 条(保険株式会社の契約者配当)	保険業法第 114 条(契約者配当)
8.4 全体	8.4 株式会社化と相互会社化については平成 16 年当時の制度に従い、若干の修正を付すに止めている	
8-62(2)	上位生保 5 社のう 4 社	上位生保 5 社のうち 4 社
8-65(14)	「組織変更計画書」	「組織変更計画」
8-69(14)	保険業法第 86 条 5 項	保険業法第 86 条 4 項
8-70(18)	過去 3 年間	過去 3 年間
8-70(24)	保険業法第 92 条	保険業法第 91 条
8-70(25)	「相互会社の…分配し又は…保険契約者などの…」	「清算相互会社の…分配し、又は…保険契約者等の…」
8-71(21~26)	組織変更計画書中に、社員に対する株式の割り当てに関する事項を記載することとされている(第 89 条)。法律	組織変更計画中に、社員に対する株式又は金銭の割り当てに関する事項を記載することとされている(第 90

ページ	誤	正
	<u>は・・・交付のみとされている。</u>	<u>条)。</u>
8-73(5～6)	第 <u>89</u> 条(社員への株式の割当)において「 <u>株式</u> の割当ては社員の寄与分に応じてしなければならない。」	第 <u>90</u> 条(社員への株式又は金銭の割当)において「 <u>株式又は金銭</u> の割当ては社員の寄与分に応じてしなければならない。」
8-73(21)	新規資本調達	新規資本調達
8-76(2)	公平かつ衡平	公正かつ衡平
8-78(3)	な <u>つ</u> ている。	な <u>つ</u> ている。
8-88(3)	第 <u>96</u> 条	第 <u>96</u> 条の <u>16</u>
8-88(6、11)	組織変更計 <u>画</u> 書	組織変更計 <u>画</u>
8-89(4、5、11)	組織変更計 <u>画</u> 書	組織変更計 <u>画</u>
8-89(12～23)	① <u>資本の額</u> ・・・ ～ ⑩ <u>償却を終わっていない</u> ・・・	(業法第 <u>86</u> 条4項の内容)
8-89(最終行)～8-90(7)	(4)決議の内容、貸借対照表その他の公告をする(業法第 <u>87</u> 条)。 ～ <u>とされている。</u>	(業法第 <u>88</u> 条の内容)
8-90(1)	第 <u>87</u> 条	第 <u>88</u> 条
8-90(8)	(6)社員への <u>株式</u> の割当て	(6)社員への <u>株式又は金銭</u> の割当て
8-90(11)	業法第 <u>89</u> 条	業法第 <u>90</u> 条
8-90(17～19)	<u>ただし、社員が株式の割り当てを・・・とされている(保険業法施行令第12条)。</u>	(削除)
8-90(21、22)	業法第 <u>92</u> 条	業法第 <u>91</u> 条
8-91(13～20)	組織変更後の株式会社は、・・・注意されたい。 <u>。</u>	(削除)
8-91(23)	剰余金又は法定準備金による資本の欠損のてん補、 <u>資本の減少</u> 、	剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補、 <u>資本金の額の減少</u>
8-92(1)	業法第 <u>93</u> 条	業法第 <u>96</u> 条の <u>10</u>
8-92(7)	業法第 <u>89</u> 条の <u>株式</u> の割り当てが適正であること	業法第 <u>90</u> 条又は第 <u>96</u> 条の <u>6</u> の <u>株式又は金銭</u> の割り当てが適正であること
8-93(13～19)	補償の形態は、・・・	補償の形態は、株式が一般的であるが、株式の割当て以外にも、割当てた株式の一括売却後の現金交付、保険料への充当、株式の割当てに代わる金銭の交付等もここで規定する補償に含

ページ	誤	正
		まれる。補償形態については保険数理上は必ずしも本質的な問題ではなく、割当ての基準が実務基準に基づき合理的に定められれば、衡平と見なされる。補償形態の差によって生じるキャッシュアウトの時期による流動性や、資金の払込みの有無等によるソルベンシーへの影響が認識される場合にはアクチュアリーは影響の大きさを推定の上、必要であれば意見書・報告書等に記載しなければならない
8-96(2)	<u>契約者間の公平性</u>	<u>社員への補償の衡平性</u>
8-97(22) (24)	実現性を <u>補償</u> ～留意する必要がある（実務基準3.6. <u>1</u> ）	実現性を <u>保証</u> ～留意する必要がある（実務基準3.6. <u>2</u> ）
8-98(14)	<u>契約間に不公平が生じ</u>	<u>契約間の衡平性を欠くことが</u>

以上